

お知らせ

ブロック塀除去と生け垣設置の助成制度

総務課

地震時などのブロック塀の倒壊による事故を防止するとともに、町内の緑化を推進するため、道路に面したブロック塀を取り壊したり、新しく生け垣を造られる方に助成を行っています

	ブロック塀などの除去	生け垣の設置
条 件	<ul style="list-style-type: none"> 個人の住宅や事業所の敷地内に設置されたブロック塀などで道路に面した部分 地盤高0.65m以下の高さまで 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の住宅や事業所の敷地内で道路に面した部分 高さ0.65m以上、幅0.20m以上、延長3.00m以上で、生け垣に適した樹木
補助額	標準事業費 1m当たり 7,800円 補助率 3/10 限度額 100,000円	標準事業費 1m当たり 3,600円 補助率 3/10 限度額 40,000円

【申込・問合せ】 総務課

お知らせ

全国一斉「子ども的人権110番」強化週間における電話相談所の開設

岐阜地方法務局

いじめ・体罰・虐待など、誰にも打ち明けることのできない悩みを抱えている方の電話相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

【日 時】 6月24日(月)～30日(日)

平 日：午前8時30分～午後7時
土・日：午前10時～午後5時

【電話番号】 子ども人権110番

☎0120-007-110 (フリーダイヤル)

【相 談 員】 ・岐阜県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員

・岐阜地方法務局人権擁護課職員

※強化週間以外の日でも、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

募集

町職員(事務職員・技術職員)

総務課

【採用年月日】 平成26年4月1日

【採用予定人員】 事務職員・技術職員(土木) 若干名

【受験資格】

区分	大学卒業程度	短大卒業程度	高校卒業程度
年齢要件	昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方	昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方
その他	<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍がある方 成年被後見人、被保佐人でないことやその他公務員として法的に欠格事項がない方 		

【試験日時・場所・方法】

区 分		大学卒・短大卒・高校卒程度
第1次試験	日 時	9月22日(日) 午前8時50分～
	場 所	県立羽島北高等学校(予定)
	試験方法	教養試験・事務適性検査
第2次試験 (第1次試験合格者のみ)	日 時	10月下旬予定
	場 所	中央公民館
	試験方法	集団討論・作文試験・体力検査
第3次試験 (第2次試験合格者のみ)	日 時	11月上旬予定
	場 所	笠松町役場
	試験方法	面接

【申込・受付期間】 7月8日(月)～31日(水)

午前8時30分～午後5時30分

ただし、土・日・祝日の申込用紙の交付や受け付けは行いません。郵送による申し込みの場合は、7月31日の消印分まで有効です。

※申込書の郵送を希望される方は、返信用封筒(A4サイズの封筒に宛先を記入し、120円分の切手を貼付)を同封のうえ、役場総務課に請求してください。

【申込・問合せ】 笠松町役場総務課

〒501-6181 笠松町司町1番地

☎058-388-1111

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地 (笠松町許可) TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1 TEL 058-327-4030

いっしょに子育て

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL:058-387-9155

http://www.tsumiki.ed.jp